

丙A第18号

付

昭和61年 2月19日

沖縄市長  
桑江朝幸殿

沖縄市東部海浜地区振興開発懇話会

座長 田里友哲

沖縄市東部海浜地区振興開発懇話会は、昭和60年9月12日に15人の委員が委嘱され、6回にわたり沖縄市東部海浜地区の振興開発の可能性について自由討論を行ってまいりましたが、その要旨については別紙のとおりでありますのでご報告致します。

目 次

I 目的の認識と役割

II 憲話会の総締

III 討論内容の要旨

- 1) 海浜リゾート開発について
- 2) 観光について
- 3) 渔業について
- 4) 廉立について
- 5) 行政的課題

IV 全体的意見の流れ

V 沖縄市の今後の課題

VI おわりに

VII 資料

次

## I 目的の認識と役割

沖縄市東部海浜地区振興開発懇話会は、沖縄市東部海浜地区的振興開発のあり方について、自由に討論を行い、その結果を市長に報告することを目的として設置されました。

当懇話会の役割は、与えられた課題について結論を導き出すものではなく、各委員がその趣旨をよく認識し、それぞれの立場から積極的に自由討論を行い、その結果を報告するものであります。

## II 懇話会の経緯

沖縄市東部海浜地区振興開発懇話会は、昭和60年9月12日を初回とし、その後5回にわたりて開催されました。まず第二回目の懇話会においては、各委員の紹介、今後のスケジュール等について協議し、第二回目は、沖縄市東部地域の現状を把握する意味において、関係者より、東部地域の現況、あるいは現在東部地域において進められている各種開発計画等についての説明をうけました。また第三回目には、学識経験者の委員により、沖縄振興開発計画、漁業開発、港湾の問題等各専門分野からの報告と、市長の開発構想についての説明が行われた。更に四回目には、東部地域の現地視察が行われ、その後ひきつづき六回まで自由討論が行われた。

## III 討論内容の要旨

第四回から六回までの懇話会において、東部海浜地区の振興開発のあり方について自由討論が行われてきたが、各委員の意見を要約すると概ね以下のとおりです。

- 1) 海浜リゾート開発については、まず第一に沖縄の経済成長をさせたい上で、観光整備という面で重要であり、特に第三点目に就業機会の創出をいかが意味で重要な。
- 2) 沖縄市が将来予想される人口の増加に伴い、そこに人を住ませるために、それだけの就業人口をつかまなければならず、そのためには雇用効果のあるリゾート開発が必要である。
- 3) 海浜リゾート開発は、中途半端なものであってはならない、そのためにはある程度まとまった規模が必要となるが、既存の陸域ではそれを確保するのが困難であり、どうしても海上に施設を建設する。
- 4) 海浜リゾート開発のもつ意味を考えると、観光の基盤整備の上では一つの戦略になり得るものであり、それには国際的にもレベルの高いものでなければならない。
- 5) 海浜リゾート開発にあたっては、都市型の大型ホテルを建設し、それを成ら立たせるには人工海浜リゾートでなければならない。
- 6) 海浜リゾートを開発して、中城湾全体を対象にした観光開発をし、沖縄市と津屋、久高島を結ぶ面的広がりをもつた觀光を考える必要がある。
- 7) 現在は21世紀の港湾ということで、国際的にクルージングというのがよく言われているが、中城湾はコンバクトなターミナルのコースとしても考えられる。

- ⑥ 國体主会場とドックヤードした海滨ビーチ、あるいは國体主会場の施設をうまく利用したりゾート開発にすべきである。
- ⑦ 海を活かす開発ならばよいが、岸壁を作つて海と陸を隔ててしまふような理立てには問題があり、自然を活かした人工ビーチにすべきである。
- ⑧ 海浜はなるべく埋立てない方がよいが、まとまた開発を行う時既存の陸域では困難であり、このリゾート開発はやむを得ないものである。
- ⑨ 海浜リゾート開発をするにしても栽培漁業をするよりも漁業をすることも、今のままを無くしある回にもならない。あのまま生活しないと開発を考えるべきである。
- ⑩ 今の環境を無々さないような開発で、漁業の場をあわせたリゾート開発を考える必要がある。
- 2) 閲観について
- ① 観光については、都市型の大型ホテルを建設し、夏型、冬型、過年型のレジャーを考え、若い人に対しては「見る観光」から「何かをする観光」とし、更に今後増えるのが予想されるシルバーアイ登場については、保養としての魅力も考える必要がある。
- ② 旅客船によるクルージングの基地については、本島の拠点として那覇新港に旅客専用ふ頭が考えられており、那覇になるのではないかと考えられるが、それを沖縄市までどのように誘致してくるかが今後の課題である。
- ③ 海を活かした観光というのを考えるべきである。年月をかけて育ってきたサンゴ礁というのは、絶対観光の資源になり得るもので漁業とかみ合われた人工ビーチとか、海の資源を活かした観光にすべきである。
- ④ 東部下水道用地についても、そこを利用していろんな観光施設を整えし、観光と結びつけるべきである。
- ⑤ ゴルフ場については、積極的に大型ゴルフ場を作つたりゾート開発を図った方がよいという意見もあるが、一方では、ゴルフ場をつくってその周辺が発展したという例を見たことがなく、またゴルフ場はべつの地域においても大部分がなされており、果して大丈夫か心配であるという意見や、埋立てをしてゴルフ場というのは好ましくないとか、あるいはゴルフ場については賛成できない、というような消極的意見もあった。
- 3) 漁業について
- ① 漁業の問題は沖縄市だけの問題ではなく、中城湾全体の漁業者をどうするかという大きな面からうらえるべきであり、その中で最もふさわしい場所を選び、それに伴う施設は二箇所に集めた方がよい。
- ② 栽培漁業にしても自然に勝るものではなく、できるだけ自然に近い形でやるべきであり、国際漁業に立ちうちするにはいるみんなにとどめをする必要がある。
- ③ 畜殖についても安易に畜殖をするのではなく、できるものからやつていく方法もある（例へば台湾ガサミ等）、しかしそれをするにしても当然いろんな研究は必要であり、養殖場にしても目玉にするのはどれにするか考える必要がある。
- ④ 今後、沖縄市の漁業そのものを総点検する必要がある。
- 4) 埋立てについて
- 埋立てについては、積極的に賛成する意見と消極的意見に分かれだが、意見の内容については概ね以下のとおりです。

- ① 沖縄市を20万に近い人口に差し戻すためには埋立てをする以外になく、その埋立てによって新しい市街地を形成すべきである。
- ② 現在は中南部地域に人口は集中しているが、あえてそれを増やすのであれば漁業の場を創出し、雇用効果をねらうべきである。
- ③ 埋立てをする場合、それはみんなの財産でありそれが他の価値を伴うものでなければならない。
- ④ 埋立てとかリゾート開発とかは原則として反対だが、これまでの周辺の開発状況から考え合せると、今後沿岸漁業というものは問題があり船を大型化した漁業（近海漁業）に切り替えるべきであり、その点を考えると埋立てをしてでもやむをえないものである。但し埋立てをしてでも漁民に利用できる状況（施設、用地の確保等）にしておくことが条件である。
- ⑤ 人工ビーチと漁業のアップということならわかるが、埋立てには基本的に反対である。
- ⑥ 海浜リゾートの開発と漁業というのは矛盾しているのではないか、今までの例ではきれいな海水をボンアップして行っている。
- ⑦ 一方では埋立てで、一方では栽培漁業という考え方には問題であり、近海域を埋立てると稚漁場に必要な藻が消失する。現在はあまりにも海岸線を埋立てすぎてしまっている。

#### くこと

- ⑧ 埋立てをする場合には水際線をもつたものにすべきである。
- ⑨ 行政的課題

行政として十分検討すべきであるという意見としては

- ⑩ 公有水面を埋立てなければならないものというのを吟味し、埋立てをするにしても何の施設をもつてくるのか事前に十分検討する必要がある。
- ⑪ 海浜リゾート開発をするにしても、その経済規模、採算性、建設コスト等も十分検討する必要がある。
- ⑫ 海は漁民だけのものではなく市民全体のものであり、埋立てをするにしても市民に還元できるものでなければならない。
- ⑬ 開発をすべきかすべきでないか、また時期的には早い方がいいのかゆっくりでもいいのか、基本的なことから話し合うべきである。
- ⑭ 埋立てできない場合のこととも考えておく必要がある。
- ⑮ マリンテクノポリス構想の実現を図って欲しい。
- ⑯ 埋立ての内容については、これまでゴルフ場とかレジャーランドということで埋立てを行った例はなく、埋立てを行う場合はその中味をしっかりと困難であり、行政レベルで十分検討をする必要がある。

#### IV 全体的意見の流れ

東部海岸地区の振興開発について、当懇話会における全体的意見の方向としては、まず海浜リゾート開発については、観光・雇用の面から重要であり、そのためには同じリゾートを開発するにしても国際的に通用するレベルの高いものとし、観光の面ではシルバー、ヤングの二層に魅力をもたらすリゾート開発を考えるべきであるが、一方埋立てをする場合には、できるだけ海を活かした開発をすべきであるとの意見もあり、東部海岸地区におけるリゾート開発のあり方としては「自然を活かした国際的リゾート開発をし、観光の振興を図るもの」でなければならないといふ意見である。

また、漁業の問題については中城湾全体で考える必要があり、栽培漁業についても自然に近い形で行い、養殖をする魚も何にすべきか考える必要があるという意見や、あるいは沿岸漁業から近海漁業に切り替るべきとの意見もあり、今後沖縄市の漁業は栽培漁業と近海漁業への転換が求められている。しかし一方では、埋立てについては基本的にはなんたいであり、埋立てを考えるより海を活かした観光を考えるべきであるという意見もあった、更に行政的課題としては、今後埋立てをするにしても行政的に十分検討を行う必要がある。というのが当懇話会における全体的意見の流れであった。

## V 沖縄市の今後の課題

海面を埋立てて土地をそこに求めていくということは、単に海を陸に代えて利用するということではなく、海に生きている人ににとっての海と、陸から海を見るという立場ではそれ異なった見解が生じてくる。そのような意味において、中城湾は海洋資源の開発にとっても重要な場所であり、その接点をどこに求めていくかが重要な問題であります。

海滨はなるべく埋立てない方がよいが、反面沖縄県の経済成長をささえていく上で観光の基盤整備と、今後予想される人口の増加に対し就業機会の創出という面から考えた場合、まとまった開発を行うにはあたっては広大な軍用地を抱える既存の陸域では困難であり、どうしても海上に求めていかざるを得ないような状況にある。

このようなことをふまえて、東部海滨地区のリゾート開発にはあたっては

1. 開発可能性を事前に十分検討する。
  2. 土地利用計画を明確にする。
  3. 自然環境に留意し、とくに海域においては、海洋資源、波浪、潮流、浜辺、生態系等、事前に環境アセスメント調査を実施する。
  4. 観光客を容易にリゾート開発地に到達させるためには、陸上交通体系の整備が必要である。
- 以上、この四つの課題については、今後行政的に十分検討を要するものだと思慮されます。

## VI おわりに

当懇話会は、沖縄市の東部海滨地区的振興開発について、15人の委員により積極的に討論を重ねてきたが、リゾート開発の可能性や方向性の検討については、今後も十分時間をかけて慎重に意見を聞く機会が必要であります。

今回の当懇話会での各委員の意見が、沖縄市行政の推進を図る上で何らかの役割を担うこと期待するものであります。

## 東部海浜地区振興開発懇話会スケジュール

### 第1回懇話会（9月12日）

- ①市長挨拶
- ②委嘱状の提出
- ③委嘱者の紹介
- ④委嘱者の紹介
- ⑤沖縄市スケジュールについて
- ⑥懇親会

### 第2回懇話会（9月30日）

- ①現在進められている各種計画について、関係者より説明を受ける。
- ②沖縄港開発計画について
- ③県港湾課泡瀬出張所
- ④県港湾課
- ⑤泡瀬港整備公園（国体主会場）の整備計画について
- ⑥教育研究所
- ⑦県立運動公園（国体主会場）の整備計画について
- ⑧比屋根土地区画整理事業について
- ⑨県教育庁
- ⑩市建設部

### 第3回懇話会（10月18日）

- ①21世紀の沖縄について
- ②沖縄開発計画（第二次）について
- ③沖縄における開発金融公庫融資の現状について
- ④沖縄の漁業開発について
- ⑤沖縄振興開発の展望について
- ⑥東部地域の開発について

### 第4回懇話会（10月30日）

#### 自由討論

- 1. 漁業組合代表  
高江洲義夫  
池田辰三  
(〃〃〃理事)
- 2. 地域関係代表  
高江洲義常  
中地名常  
照屋武一  
桑江良信  
官里清輝
- 3. 学識経験者  
田里友哲  
小沢大造  
玉城良祐  
新垣盛敬  
照屋真入  
垣花将人
- 4. その他関係する者  
太田範雄  
新崎盛直

### 第5回懇話会（11月13日）

#### 自由討論

### 第6回懇話会（11月25日）

まとめ

沖縄市東部海浜地区振興開発懇話会設立

(意見の聴取)

第 6 条 開発懇話会は、必要があると認めるとときは、委員以外の者の出席を求める。

意見を聞くことができる。

(設置及び目的)  
1 条 沖縄市東部海浜地区の振興開発についての検討を行い、その内容を市長に報告することとして、沖縄市東部海浜地区振興開発懇話会（以下「開発懇話会」という。）を設置する。

(組 織)  
2 条 開発懇話会は、委員15人以内で組織する。  
2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 漁業組合代表
- (2) 地域関係代表
- (3) 学識経験者
- (4) その他関係する者

任期  
3 条 委員の任期は、昭和61年3月31日までとする。

座長  
4 条 開発懇話会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。  
2 座長は、開発懇話会を代表し、会務を総理する。

招集  
5 条 開発懇話会は、座長が招集する。

(庶務)  
附 則

この要綱は、公布の日から施行する。